

代表団は本会議を開いて 34 締約国の声明を聞き、火曜日に始まったハイレベル・セグメントは完了した。上級政府代表も非公式ハイレベル本会議合や非公開非公式協議を開き、重要な未決案件について交渉を進めた。これらの交渉は、COP-6 President Pronk が同定した以下の 4 つの重要案件「群」ないし「ボックス」を中心に行われた。(a) 能力育成、技術移転、悪影響、GEF へのガイダンス、(b) メカニズム、(c) 土地利用、土地利用変化及び森林(LULUCF)、(d) 政策及び措置(P&Ms)、遵守、議定書第 5・7・8 条に基づく計算・報告・レビューである。

#### 本会議

締約国声明：代表団は 34 締約国のハイレベル代表による公式声明を聞いた。

<編集者注記：本会議発言集の完成版は<http://COP6.unfccc.int>にて、インターネット上で近日公開。>  
多くのスピーカーが議定書の環境的誠実性維持の重要性を強調した。また多くの声明が、議定書における共通だが差異のある責任の原則の重要性を強調した。さらに多くのスピーカーが 2002 年における議定書の批准及び発効を主張した。

UNFCCC 及び議定書コミットメント：多くの発展途上国が、附属書 I 締約国がコミットメント達成のための適切な措置をとっていないと述べ、具体的な措置を取るよう促した。スペインは発展途上国のニーズを認識する重要性を強調した。フィリピンは少数の「重要」締約国がプロセスを遅らせ、「自分達の有利になるよう規則を曲げよう」としていることに対し遺憾の意を表し、これでは排出量を削減するどころか増加させてしまうことになる」と述べた。クウェートは、発展途上国に追加的な義務を追わせることに反対した。

京都メカニズム：いくつかの国が、国内措置は温室効果ガス排出削減に関する議定書コミットメント達成の第一義的手段の形を取るべきであると強調した。TUBALU はメカニズムのもとで抜け穴ができてしまう可能性について懸念を表明した。

CDM に関しては、多くの国々が「即時」開始を支持し、多くの発展途上国がプロジェクトの公平な配分が必要であると強調した。ガンビアは異論を呼ばない、信用ある再生エネルギーと需要側技術のポジティブ・リストを支持した。ブータンは最低開発国(LDCs)による活発な参加の必要性を強調し、彼らを適応課徴金からはずすことを提案した。南アフリカとタンザニアは、CDM に対する適応課徴金は他のメカニズムにも適用すべきだと述べた。

CDM における吸収源については、グアテマラがこれを含めることを支持し、TUVALU とギリシャに反対された。タンザニアは、持続性、リーケージ、主権の問題を引き合いに出して、現時点で含めることに反対した。タイは、CDM に吸収源を含めるのは科学的不確実性が解決されるまで認められてはならないと述べた。グアテマラは吸収源を含めることを支持した。CDM における原子力エネルギーについては、ギリシャと TUVALU がこれを含めることに反対した。

土地利用、土地利用変化及び森林：マレーシアとタイは、議定書第 3 条 4 にもとづく追加的活動を第一次コミットメント期間に含めることに反対した。

遵守：遵守については、多くの国々が強力なシステムに対する支持を示唆した。南アフリカは、強制的帰結に対する G-77/中国の支持を繰り返した。ガンビアは罰金を遵守基金に結びつけることを支持した。

能力育成及び技術移転：多くの発展途上国は、先進国が環境に優しい技術の移転と能力育成に関するさらに強いコミットメントや措置を確実にするよう求めた。多くの技術が民間セクターの領域にあることを認め、マレーシアは、民間セクターがその役割を行う上で支援的な環境を提供することで技術移転を促進するよう附属書 I 締約国に促した。

悪影響：多くの国々が気候変動の悪影響に関わる LDCs の懸念に対して適切な配慮を与える必要性を強調した。ブータン、ネパール、ペルーは、脆弱な山間部の生態系に対する気候変動の重大な影響に注意を喚起した。ブータンは、適応努力に対する技術的・資金的援助を主張し、気象データや水文学的なデータが無いことや、自然災害管理のための早期警告システムが必要なことなどが当座の懸念であると述

べた。タンザニアは、極端な気候事象の発生頻度が高まっていることや、これらの現象が重大な悪影響を持つことに触れ、資金やその他の支援を求めた。

気候変動に対する対策の影響については、南アフリカが自国の石炭産業の規模を考えると脆弱であると述べた。リビアは、同国が化石燃料輸出に頼っていることに触れ、附属書 I 締約国に対し差別的な助成金・税政策を廃止し、有害な影響を持つ気候変動対策を避けるよう促した。

資金供与/GEF：キューバは、資金の入手可能性についてコンセンサスが無いことが合意への最大のバリアであると述べ、先進国がこの障害を解決するための適切な処置を行うべきだと述べた。グアテマラは適応基金の即時設立を支持した。

その他の問題：ネパールは気候変動関連の措置を持続可能な発展戦略に統合していくことを支持した。カザフスタンは、附属書 I 締約国になりたいという意向を繰り返した。モルドバは、UNFCCC 及び議定書における共同措置に適切に参加すべく、市場経済移行国および UNFCCC における非附属書 I 国であるという自らの立場を明らかにしようとした。公式声明の終了後、本会議は午後 2 時に散会した。

#### 非公式ハイレベル本会議及び協議

代表団は午前中、非公式ハイレベル本会議会合を開いて話し合いを継続し、重要問題「群」ないし「ボックス」を中心に形成された非公式交渉グループの調整役からの中間報告を受けた。このような話し合いは非公開の非公式交渉グループにおいて 1 日中続いた。参加者はその後非公式ハイレベル本会議の午後の会合で再び集まり、改訂版の報告書を受けとった後、中休みを取って非公開協議を再開した。

ボックス A 能力育成、技術移転、悪影響、GEF へのガイダンス：午前中行われた非公式ハイレベル本会議は、「ボックス A」問題について火曜日にはかられた進展に関して共同調整役 Mabudhafasi Minister(南ア)が行った報告で始まった。同調整役は、参加者は具体的な行動に向けて前進する必要性を認識しているといい、重要な政治的案件について合意を見るために閣僚の出席は重要であることを強調した。共同調整役 Minister Auken (デンマーク)は、資金供与のクロスキャッシング問題を除いて、代表団は能力育成に関して合意に近づいていると述べた。同調整役は、締約国が資金問題について解決策を見出さなければ、パッケージ・ディールはありえないと強調した。資金についてのクロスキャッシング問題を別グループで処理するようというサウジアラビアと G-77/中国の提案があった後、President Pronk は、「ボックス A」担当のグループは本件処理のためにもっと時間を与えられると述べた。同 President は、最終週協議の重複を避けるべく交渉に参加するよう閣僚達に求めた。これらの問題は午後、非公開の非公式協議で取り上げられた。夕刻の非公式ハイレベル本会議で、共同調整役は技術移転に関する非公式協議における進展について報告した。Minister Mabudhafasi は、政府間専門家諮問グループの名称と構成、UNFCCC 第 4 条 5 にもとづく報告・レビュー活動とニーズ、情報クリアリングハウスの開発、技術センター・ネットワークに関して意見の相違が残っていると述べた。Minister Auken は、資金供与問題に関する合意は未決案件の多くにおける合意を可能にするとして、GEF に関する意見における明白な柔軟性を強調した。しかし、同 Minister は、悪影響については多くが未解決のまま残り、特定の案件を処理するために非公式コンタクト・グループが結成されたと述べた。日本は、「ボックス A」で話し合われた問題に対して資金を流すための GEF 内における新たな“window”の創設、GEF の合理化、LDCs 及び SIDS に対する特別な配慮に関するアンブレラ・グループの提案草案提出を公表し、カナダの指示を得た。イランは、この提案を認め、G-77/中国内の感情によるが、本件についてさらに進展を見るための基盤を提供すると述べた。アルゼンチンは、排出削減が交渉の第 1 目的であるべきであり、アンブレラ・グループの提案草案は優先性を混乱させると述べた。

ボックス B メカニズム：非公式ハイレベル本会議の午前会合で、共同調整役の川口長官（日本）が、「ボックス B」グループで見られた進展について報告した。同調整役は、補完性成問題に関して意見の相違が残っていることを強調し、EU が質的上限の可能性に対して関心を示していると述べた。代替性と割当量については、同調整役は、インドとアメリカが協議を行っているとして報告した。CDM については、大多数がプロジェクトの示唆的リストに反対していると述べた。同調整役は、フランス、韓国、ブラジル、ノルウェイが即時開始の問題について作業を行っており、一国 CDM の可能性については意見が分かれたままであると付け加えた。役員会の構成に関してもアメリカとインドの間で、また多国間資金供与機関にどんな役割がありうるかについても中国、ノルウェイ、カナダの間で協議が行われた。C

DMにおける吸収源問題の振り当てに関するアメリカからの質問に対して、President Pronk は、双方のグループの共同調整役と協議を行った後、規則を出す述べた。EUは、大多数が反対しているもののCDMにおける活動のポジティブ・リストを持つという選択肢は議題に残すべきであると述べた。その後、話し合いは午後、非公開非公式協議で引き続き行われた。この後、代表団は非公式ハイレベル本会議の夜の会合でさらなる進捗報告を受けた。Minister Sardenberg(ブラジル)と川口長官は非公式協議について報告し、適格性と資金的追加制についてはやや進展があったものの、責任・補完性・役員会の構成とCOP/MOPとの関係については進展が不十分であったと述べた。Sardenberg氏は、継続中の協議は一国プロジェクトの問題と多国間機関の役割について行われていると述べた。プロジェクトの適格性については、同 Minister は締約国の大半がリストに反対していると述べた。また、現在のODAレベルに対し追加的であるならCDMにODA資金を使用することを支持している者があると述べた。また、技術的な詳細については解決が必要なものの、急行車線(fast track)から便益を生み出しうる小規模プロジェクトの役割について合意が高まりつつあると述べた。また、LULUCFプロジェクトの適格性については、実体についても、またメカニズム・グループが最も適切なフォーラムであるのかについても意見が分かれたと述べた。サウジアラビアは、「現在の」ODAに対し「追加的」な資金とはどういう意味か説明を求めた。サモアは、全3つのメカニズムに関する「収益の一部」を徴収するよう求めた。中国は、一国ないし二国間プロジェクトの問題とCDMに吸収源を限定的に含める可能性について意見の相違が残っていることを強調した。

ボックスC LULUCF: LULUCFに関する話し合いに携っている交渉担当者は、午後と夕刻にもう一度、Minister Carabias Lillo(メキシコ)とMinister Miklos(スロヴァキア)が共同調整役を務める非公式協議を行うべく、午後と、そして夕刻にもう一度会合を行った。夜の会合で、共同調整役は進捗について非公式ハイレベル本会議に報告を行った。Minister Carabias Lilloは、午後のグループ会合では第3条4の活動を含めるための様々な条件 第一次コミットメント期間においても管理された条件の中で含める可能性もあり について探ったと語った。同調整役は、この問題へのアプローチを探ることを目的として二国間会合を行われているものの、問題は解決されていないと説明した。同調整役は、夜に行われた2回目の会合では、CDMにおいてLULUCF活動を含めるかどうかには焦点が当てられ、ある程度の合意と同様懸念も生じたと述べた。同調整役は、本件について同グループは提案を提出できるだろうがもう少し時間が必要だと述べた。

ボックスD 遵守、政策及び措置、議定書第5・7・8条の計算・報告・レビュー: 非公式ハイレベル本会議の午前セッションで、参加者は、これらの問題に関して初期的な意見交換を行った。Central Group Elevenを代表してポーランドが、不遵守の取扱は締約国ではなく、コミットメントの性質をベースとすべきであると述べた。ロシアと共に、同国は市場経済移行国に対する柔軟性を要求した。中国は厳格な遵守システムは議定書第5・7・8条にもとづくべきであり、附属書I締約国の報告には議定書第10条(既存コミットメント)第11条(資金メカニズム)に関する情報が追加的資金源との関連で含まれていなくてはならないと強調した。同国は、附属書I国と非附属書I国の異なる役割が、原則・権限・帰結に関するセクションで反映されているべきであると付け加えた。同国は、部門の構成に関する問題を提起して締めくくり、公正と地理的に公平に代表を出すという原則を固守するようも求めた。Pronk氏は、構成の問題はクロスカutting問題であると述べた。スイスは、レビュー・プロセスの誠実性には、レビューアが有能であることが最優先課題である必要があると述べ、訓練がこの目的を達成し地理的に公平に代表を出すことを確保する手段であると示唆した。President Pronkの質問の後、同国は、遵守委員会の部門のうち片方だけ完全な形で代表を出すのが妥当であると述べた。

アルゼンチンは、遵守体制の適用と発効前に議定書を修正する可能性について懸念を表明した。同国は、最も包括的で複雑な体制を目指すのではなく、「実行可能な」体制を目指すよう締約国に求め、ブラジルの反対を受けた。帰結について同国は、誠実であることがこの合意における信頼性の源となると述べた。アメリカは、法的強制力のある帰結は懲罰的である必要は無いと述べ、次期コミットメント期間から1.3%の罰則率で差し引きを行うことと、議定書第4条(共同実施)締約国にもユニット移転制限を適用することについて支持することを強調した。EUは、第4条はメカニズムではないと主張し、アルゼンチンの干渉にコメントして、議定書に市場ベースのメカニズムを含めることにより、誠実性だけでは不十分であると述べた。同グループは法的強制力のある帰結はしたがって議定書の環境的誠実性に対する懸念と、民間セクターにメカニズム使用において必要な信頼感を与える必要性の双方から正当性を持つと説明した。同グループは、差し引き率は1から1.5%の間で変動性を持たせるべきであり、当該

締約国が市場を利用できるよう”true up”期間をしようするインセンティブとなるようにすると付け加えた。カナダは、法的強制力を持つ帰結は競争力の点からも正当化されると述べた。Pronk氏は、誠実性と経済が適用される帰結の指針となるべきであると結論した。G-77/中国は、不遵守は附属書 I 締約国の取引相手のみならず全ての人に影響を与えると強調した。同グループは、これは遵守委員会の構成に反映されなくてはならないと主張した。

オーストラリアとロシアは、拘束力を持たない体制に対する支持を主張し、彼らは他人の遵守よりも自分達の遵守の方に関心があると述べた。オーストラリアを支援して、日本が自分達の主要な取引相手は附属書 I 締約国でなく非附属書 I 締約国であると説明した。カナダは緩和プロジェクト対処のために遵守基金への自発的支払いを支持した。イランは、そのような基金は対応策の悪影響をも最小化すべきであると述べた。AOSIS は、自主基金への支払いにより締約国に実質的に新たな柔軟なメカニズムを提供することになると述べた。

政策及び措置(P&Ms)については、EU が、非附属書 I 締約国のワークショップ参加により貴重な情報交換が可能になると述べた。同グループは、排出目録だけでは、2005 年に明白な進展を評価するのに十分に包括的ではないと述べ、この件について必要とされる情報について COP-7 で決定するよう提案した。G-77/中国は議定書第 12 条全体 悪影響を最小化する規定を含む をその決定の中で言及すべきだと述べた。同グループは、「附属書 I 締約国」という記述を維持するよう提案した。さもないと非附属書 I 締約国がこれらの義務を実施するよう求められてしまうからである。

代表団はこれらの問題について午後にも非公開の非公式協議を行ったが、抗議者達が入室して交渉を妨害したので会合は早めに切り上げられた。協議は非公式ハイレベル本会議の前、夕刻早い時間に再開され、非公式ハイレベル本会議で参加者達は進捗報告を受けた。本会議では、共同調整役 Minister Bjerke(ノルウェイ)が、会議が中断されたため、建設的対話と、時間がもっと必要なことを強調した。明白な進展について同調整役は、話し合いは何をいつ報告するかを中心に行われたと述べ、小規模グループが妥協の可能性を見出したと付け加えた。その選択肢は、第 2 条及び第 3 条 2 は明白な進展のコンテキストの中で考慮される P&M について何の義務も提示していないので、第 7 条にもとづいて推敲されるであろうガイドラインにしたがって SBSTA が本件を検討するまで、明白な進展の検討は行えないということを決めるものである。同調整役は、議定書第 3 条 14(悪影響)と補完性に関する問題は未解決であり、議定書第 4 条(共同達成)についての協議は継続中であると述べた。遵守に関しては、同調整役は、話し合いは帰結を中心に行われたと報告した。

その後の話し合いでは、サウジアラビアが、専門家レビュー・チームの構成と第 3 条 14 関連の問題にはまだ検討が必要であると述べた。EU は、強力な遵守体制が根本的に必要であると述べ、AOSIS は彼らが本件についてよせる重要性を強調した。

会合の結論：共同調整役からの報告と交渉担当者のコメントを振り返って、President Pronk は勢いが生まれたと言及した。同 President は代表団に対し、非公式協議において夜まで交渉を継続するよう呼びかけ、共同調整役に対し木曜日の朝 8 時半に彼に報告を行うよう求めた。同 President は、その後非公式本会議の会合を召集し、夜の間になされた進捗について報告すると述べた。また、交渉が行き詰まったら独自のパッケージ・ディール提案を提出すると述べた。その後同 President は、夜 11 時 20 分、非公式本会議を閉会した。

会場外では

多くの代表団が、水曜日午後、30 人以上の活動家が会議場で広義行動を行ったことに困惑を露わにした。抗議者達はハイレベル非公式交渉の非公開会合を妨害し、クライマックスには記者会見中の米国上級交渉担当者 Frank Loy 氏を襲撃して、クリーム・ケーキまみれにしてしまった。さらに、センター内の物品にわずかな損害があり、小さな火災がいくつかあったと報告された。

抗議者達は代表団に問題の案件について急がなければならないということとあせりの感を思い出させたであろうと考える参加者達もいたが、事件の暴力的なところと抗議者達の手におえない行動は NGOs の幅広い参加を損なうものであり、交渉を妨害しただけであると考えた交渉者もあった。

一方、多国間及び二国間の話し合いに拍車かかり、本質的な話し合いは前進の兆しを見せた。補完性や収益の分配などいくつかの案件に対する EU の立場が軟化したと、数人のオブザーバーが報告している。さらに、LULUCF に関する柔軟性の見かえりに、補完性に関して軟化路線を取るアンブレラ・グループの一員の話もあった。

(和訳作成：GISPRI / IGES)